

平成 20 年 3 月 25 日

「任意解除」に関する標準契約書モデル及びその解説(案)

1、問題状況

- ・ **背景**：政策変更、住民ニーズの変化などにより公共が契約の解除を望む場合がある。
- ・ **現在の契約条項**：任意解除規定の有無は事業によって異なる。任意解除規定がある場合、通常損害賠償の規定もあるが、具体的算定方法までは書かれていないことが多い。
- ・ **課題**：①民間事業者の保護は十分か、②公共は本当に行使できるか（要賠償額が未知）。

2、対処に関わる基本的な考え方

- ・ そもそも P F I 契約の全ての当事者は、契約を全て履行する意図をもって契約締結を行い、契約関係に入るべきである。
- ・ また、官民の対等なパートナーシップという P F I の本来の関係から、**官民双方の権利義務は明確に契約上に規定されることが望まれる。任意解除の規定を設けその場合の権利義務関係を明確にしないと、民間事業者及び融資機関の立場が不安定となりかねない。**
- ・ **官民のリスク分担**を明確にすることにより V F M を実現するという P F I の基本理念に照らせば、**損害賠償の内容もできる限り明確化**することが望ましい。
- ・ 損害賠償範囲の明確化により**逆に不合理な結論になる可能性にも留意**する必要がある。
- ・ **任意解除の規定があり、かつ損害賠償の算定方法についての規定があるとしても、実際にそれを行行使すとすると、損害賠償の算定などが両当事者にとって非常に大きな負担となる可能性が高いこと、さらに実際の支払い自体も発注者にとって大きな負担になる可能性が高いことに留意すべきである。**

3、具体的な規定の内容

- ・ **任意解除規定及び損害賠償**：公共の任意解除権及び損害賠償の支払義務を規定する。特に要件の限定のない任意解除の規定の場合には、基本的には発注者の債務不履行による解除の場合と同様の損害賠償が認められるべきである。
- ・ **損害賠償額の算定方法（オプション）**：対象項目、範囲を規定するが、**いずれの項目も算定は容易ではないこともあり、今回は考え方を示すにとどめる。**
 - ・ **優先貸付人への期限前弁済に伴い支払う元本、利息、損害賠償**：全て支払う。但し、マーケットプラクティス等に照らし不合理な合意を排除する必要がある（例えば、非常に高額な期限前弁済の違約金を定めることで意図的に任意解除を妨害することを防ぐ）。入札時に公共がどこまで認めるのかを明示することも考えられる（英国では、契約締結前に発注者がファイナンス関係文書等のデューデリジェンスを行っているが、これを日本で行うことが現実的かについては慎重に検討する必要がある）

る)。

- ・ **委託先への損害賠償**：これも全て支払うべきものと考えられる。ただし、優先貸付人への支払と同様の問題がある。民間事業者（SPC）は、マーケットプラクティスに照らし合理的である範囲内で、途中解除時でも委託先への損害賠償が過大にならないよう委託先への契約を作成すべきであり、仮に委託先の将来の逸失利益についても対象にする場合には、短期間に限るべきである。
- ・ **劣後貸付人、株主への支払**：客観的算定根拠を示すことが難しく例えば以下のような問題がある。

- ① 民間事業者が作成した事業計画で逸失利益等を算定とした場合、非現実的な非常に高い収益率を設定することで、意図的に任意解除を妨害できる。
- ② 敢えて非現実的な予想をした場合でなくても、当初想定していた収益率と現実が食い違っている場合どちらを基準にすべきか、さらに将来におけるリスクをどのように考慮すべきかなどの判断が難しい。特に将来の収益は客観的に予測することが困難な場合が多いので、解除時点の現実の収益率が将来も続くと仮定することが常に合理的とはいえない。
- ③ 事業計画上の将来収益及び費用の額をもとに算定する方法を使用する場合には、その収益が得られる確実性（すなわちリスク）について特に留意が必要である。一般的に高い収益が見込まれる案件は、リスクも高いために、リスクに応じた調整（減額）が必要であることに留意する必要がある。

英国の SoPC 4 では、①ベースケース EIRR に基づき「解除時」までのリターンに相当する額、②解除時の市場価格、③解除日以降にベースケース（事業計画）に基づいて受領する予定だった金額（解除日から支払予定日までの期間についてベースケース EIRR で割引）の 3 者から事業者が予め選択する額とされていることからみても（これは SoPC 3 でも同様）、合理的損害の唯一の計算方法があるわけではないことが伺える。なお、この方法はベースケース（事業計画）を契約締結前に決定する必要があり、日本で採用できるかについては慎重に考慮する必要がある。

※「ベースケース」は、ユニタリーチャージの計算等のために、PFI 契約締結日以前に当事者間で合意した（そして PFI 契約の規定に従い随時更新される）財務モデル。財務モデルには、将来の収支、資産・債務、キャッシュフロー等の予測及びその前提となる仮定などが含まれている。我が国の PFI ではこのような財務モデルを PFI 契約締結時まで合意する慣行はない。

- ・ **賠償金額算定表の利用**：このように、合理的な損害を算定するのは予め算定方法について合意したとしても容易ではない。また、（協議又は裁判で）損害賠償額を決定する場合にも、特に時価及び事業計画のどちらを基準に算定するか、将来のリス

クをどのように金額に反映させるか、将来の逸失利益をどこまで対象とするかといった問題は生じるので、官民ともに具体的損害賠償額を予測するのが困難になる。これらを踏まえると、契約解除時期とそれぞれの時期に解除された場合の賠償金額を定めた賠償金額算定表を予め定めるという方法も合理的であると考えられる（加古川市立総合体育館整備PFI事業ではこのような方法が採用されている）。これは詳細な計算をするよりもむしろ予めサービス購入料の残額の一定割合を損害金として支払うという考え方である。ただし、この方法を使用する場合、支払金額は双方にとって合理的か、議会及び住民に対する説明という点でも問題が生じないかを検討した上で内容を定め、かつ入札段階で民間事業者には条件を提示すべきである。

※ 英国SOPC4では、一定の時点で解除した場合の劣後貸付人、株主への支払の定額化（具体的金額は入札時に応札者が提案）という方法が新たに提案されている（現実的に機能するかは、まだ例がないので今後の課題である）。この場合は、委託契約の期間や金利の算定期間をこれにあわせるようにさせることも考えられる。

- ・ **その他の賠償項目**：上記以外で賠償すべき項目について更に検討が必要である。

4、留意点

- ・ **発注者による任意解除を安易に認めると民間事業者の参加意欲を減退させる**ため、事業の性質に応じて任意解除権に限定をつけることも検討に値する（例：完全な任意にせず解除できる場合を限定、又は一定期間任意解除を禁止。この場合については、地方自治法第238条の5第4項、第5項（損失補償として位置づけている）も参照）。ただし、限定が強すぎると、任意解除の規定の意味がなくなる可能性がある点、さらに発注者にとって債務不履行を選択した方がよいということになってしまいかねない点に留意する。
- ・ 任意解除にあたっては議会の議決を必要とするとも考えられる（この場合、地方自治法との関係等、制度面の検討が必要となる）。
- ・ 損害賠償額の算定方法を明確化すると、事業者選定の段階で事業計画や委託先企業との契約の条件についてある程度官民で合意しておくことが必要となる。また、割引率についても予め合意しておくことが望ましい。
- ・ 損害賠償額の算定方法を詳細には記載しない場合でも、優先貸付人に不測の損害が及ばないことが明らかになるような書き方にすることが望ましい。
- ・ 優先貸付人への利息、委託先への支払い、劣後貸付人・株主への支払いについては、相互に関連していること（委託先への支払いが大きくなると、株主への支払いが小さくなるなど）に留意する必要がある。その結果、例えばPFI契約締結前に劣後貸付人・

株主への支払分だけ決めようとしても委託先への支払いが定まっていない段階では難しいという問題が生じる。

5、 条文例

甲＝発注者、乙＝SPC

(甲の任意による契約解除)

第〇条 (1) 甲は、本契約の終了前はいつでも、6月以上前に乙に対して通知することにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

(2) 前項により本契約が解除された場合、乙は、甲に対して、当該終了により被った合理的な損害の賠償を請求することができるものとする。

[(2) 別案 前項により本契約が解除された場合、乙は、甲に対して、以下の損害の賠償を請求できるものとする。

① . . .

② . . .]

(3) [損害賠償及び未払いの施設整備費相当分等の支払方法について規定]